

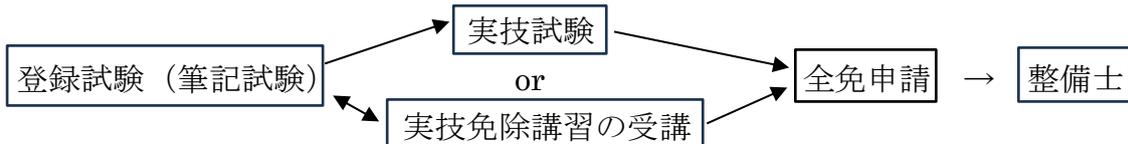
整備士制度が新しくなります

現制度の整備士講習（実技免除講習）はあと2回です

***新たにやり直す必要はありません。**

令和8年度第2回登録試験（令和9年3月実施分）より新整備士登録試験と現整備士登録試験が平行して実施されます。（現整備士登録試験は令和10年3月の試験が最後の予定）それに伴い、実技免除講習も令和8年度後期（令和8年8月～9月申込予定）からの講習は新整備士を対象とした講習に切り替わります。登録試験（筆記試験）を受けるタイミングによっては、整備士になれない可能性もでてくるので、受験資格がある方で実技免除講習を希望される方は、必ず講習の申し込みを行ってください。

整備士になるために



*登録試験（筆記試験）と同じ種類の実技試験もしくは実技免除講習の受講が必要

例

二級ガソリン（現行整備士）の筆記試験 + 二級総合（新整備士）の実技免除講習 ~~整備士~~

*上記の場合、筆記試験と実技免除講習が違う種類と判断され整備士になれません。

現整備士		新整備士（二輪以外統合）
一級小型・大型	→	一級（総合）
二級ガソリン・ジーゼル・シャシ	→	二級（総合）
三級ガソリン・ジーゼル・シャシ	→	三級（総合）

登録試験（筆記試験）



実技免除講習

